

スウェーデンのカップル形成の三形態

善積 京子

Three Forms of Couple Formation in Sweden

Kyoko YOSHIZUMI

要 約

スウェーデンでは現在、カップル関係として、異性間の法律婚や同棲だけでなく、ホモセクシュアル・カップルの存在も法的に承認されている。これらのカップル形成の三形態を法律および生活実態の側面から比較する。スウェーデンでは、＜婚姻の中立性＞の原則が存在しているが、婚姻法・同棲法・パートナーシップ法の間に、保障される権利の範囲が部分的に異なる。同棲カップルの場合には、婚姻の場合と違って、パートナーの法定相続人になれない。パートナーシップ法では、婚姻カップルに適用される法律が同性カップルに基本的に適用されるが、パートナー登録した人は養子縁組や里親になることができず、人工授精も受けることができないなどの、例外事項がある。実生活の面では、婚姻関係か同棲関係に関わりなく、互いに名前や愛称で呼びかけることが多く、家事の分担もカップルの形態の違いよりも、男性の世代の違いの方が影響している。家計の管理では、法律婚に共有方式が多く、同棲に分担方式が多く、カップル形態で相違が見られる。

キーワード：スウェーデン・法律婚・同棲・ホモセクシュアル

はじめに

スウェーデンは、社会福祉や男女平等が進んだ国として世界的に有名であるが、人々のライフスタイルに対しても、革新的な政策が取られてきている。1969年、時の法務大臣クリングは、離婚・同棲・婚外子の増加など社会の急激な変化に対応するために設置された家族法改正審議会に対して、「新しい立法は可能な限り、それぞれの男女の結合形態と道徳観に対して中立でなければならない」と述べる。この〈中立性のイデオロギー (neutralitetsideologi)〉が、それ以降の家族法の基本理念とされる。婚姻の自由、男女の平等、婚姻における個人の尊厳の観点から、新婚姻法が1987年に制定され、1988年1月1日より施行されるとともに、それと同時に同棲法とホモセクシュアル同棲法が制定・施行された。さらに、1995年1月1日からパートナーシップ法が施行され、同性愛のカップルはパートナーとして公に登録することが可能となり、婚姻に匹敵する法的権利と義務をもつことができるようになる。

このように現在スウェーデンでは、カップル関係として、婚姻、異性間の同棲、同性間のパートナーシップという3つの形態がある。つまり、異性間の法律婚や非法律婚だけでなく、ホモセクシュアル・カップルの存在も法的に承認されている。

今日のスウェーデンでは、婚姻カップルの99%は法律婚する前に短期ないしは長期にわたる同棲を経験している。婚外子の95%はこうした同棲から生まれており、同棲は社会的にも是認されたごく普通の現象となっている [善積京子 1990]。一方、ホモセクシュアル・カップルについては、抵抗感や嫌悪感を抱く人も少なくない。1995年1月よりパートナーシップ法が施行されたこともあり、マスコミでもホモセクシュアルをめぐる話題がしばしば取り上げられ、議論されている。ホモセクシュアルを理由に差別することは以前から法律で禁止されているが、ホモセクシュアル・カップルに対する偏見や差別感が人々の間にまだまだ存在しているのが、実状である。

本稿では、これらのカップル形成の三形態について、第一に法的な側面からアプローチし、第二に現実の生活状況をインタビュー調査から探ることにする。

第1章 法律におけるカップルの三形態

第1節 婚姻法

旧婚姻法が制定された1920年と現行の婚姻法が制定された1987年は、スウェーデン家族法の

重要なターニング・ポイントとされている（Anita Pahlberg & Nadine Tanb,1992）。両婚姻法はともに、男女平等の実現に大きな飛躍をもたらしたが、その男女平等のコンセプトには大きな違いがある。

第一に、旧婚姻法の制定では、既婚女性の法的無能力を廃止し、夫と対等な権限を与えることに主眼が置かれていた。そして、妻が婚姻時に持ってきた財産や婚姻中に獲得したものを妻自身で処分しうる権利が妻に認められた。

旧婚姻法の第二の特徴は、男女の性別役割分業を前提にして、夫婦間の扶養義務が規定されている点である。婚姻法第5章第1条で、「夫婦は互いに――扶養の義務を負う。夫婦は家族の幸福のために協力しなければならない」と述べられ、さらに第2条で「夫婦は、金銭、家事労働、あるいはその他の方法をもって、その能力と生活条件にしたがい、家庭の維持に寄与する義務を負う。婚姻費用の内には、夫婦の共同生活および子どもの養育、もしくは配偶者の生活上必要な経費が含まれる」と規定し、家事労働に高い評価がなされた。

第三に、旧婚姻法においては、結婚生活を父権的な支配―服従の関係のかわりに、男女平等な関係が追求されるが、なおも父権的色彩は残っていた。姓の使用や市民権の獲得など身分登録の変動に関して、施行規則第4条において、「夫に従属する妻に関する1734年婚姻法第9章第1条の規定は、その効力を持続する」とされ、依然改正されないままに残り、「婚姻によって妻は夫の姓を称する」とされた。姓に関して配偶者は対等でなく、妻は結婚すると夫の姓となり、子どもも自動的に夫の姓になった。また、婚姻中の子どもに関する規則は男女で扱いが異なり、夫が子どもの法的保護者として自動的に子どもの事柄を決定する権限を有していた。

さらに、妻が自動的に無能力者になるような規定は旧婚姻法では廃止されたが、浪費癖のような“一定の欠陥”がある場合には、妻は法律上無能力者になり、夫の管理下に置かれた。また、妻が未成年者の場合には親や夫が後見人とされた。

このように1920年の旧婚姻法のもとでは、法律婚カップルは相互補足的な役割をもったユニットとして描かれており、法の男女平等のコンセプトは固定化された性別役割の考え方から成り立っていた。この過程で、女性の行なう家庭の労働は価値を与えられ、“女性特有の性質”や労働におけるジェンダーの分業が評価された。しかしながら、女性を男性の従属物として見る認識は払拭されずに残り、旧婚姻法でも父権的序列が存在し、究極的な意志決定は夫に与えられていた。

ところがスウェーデンでは、1960年代初めに＜専業主婦論争＞が巻き起こり、夫が金を稼ぎ、妻が家事と育児を担当するという近代的家族観が女性解放を阻止しているとして攻撃される。その結果、「男は仕事、女は家事・育児」という性別役割分業を否定し、男も女も仕事・家庭・地域に対して同等な権利と義務と可能性をもつことが、男女平等のコンセプトになる。

この男女平等の理念に基づき、諸制度の改革が行なわれる。1971年には個人別納税方式の税

金制度が導入されるが、これは従来の夫婦合算方式は女性の経済的独立性を損ない、女性の社会進出を阻害しているという判断からである。1974年に妊産婦保険から両親保険に変更され、両親で合計12か月の育児休業が有給で保障され、出産後も夫婦が共に働く家庭が一般的になる。1982年には新姓名法が制定され、夫姓優先の原則が廃止され、完全に夫婦の姓の平等化が図られる。長期にわたる婚姻法改正作業の結果、ついに1987年に新婚姻法が成立したが、そこでは、結婚の有無に関係なく、女性の経済的独立性を獲得することが、男女平等の土台とされ、旧婚姻法の父権的色彩は完全に払拭される。

スウェーデン語の用語法からみて注目すべき婚姻法の改革点は、「婚姻法」の名称の変更である。スウェーデン語では、それまで“Giftermålsbalk”という用語が使われていたが、1987年の婚姻法では“Äktenskapsbalk”になる。“giftermål”の語源を辿ると、12世紀から13世紀に行なわれていた、花嫁の父親が花婿に娘を渡す儀式を本来は指していた。そこから、「婚姻の締結」を意味する言葉として使われるようになる。“gift”は動詞“giva”の過去分詞で「与えられた」を意味し、“-er”は古い所有格語尾であり、“gifter (女性を嫁がせることの)+“mål (事柄, 件)”であり、また、“balk”は普通法の主要な区分を表わす。したがって、“giftermål (婚姻締結)+s (の=所有格)+balk (法)”で、「婚姻法」を意味していた。しかしその語感には家父長的なニュアンスがあった。

これに対し、“äktenskap”は日本語では同様に「婚姻法」と訳されるが、この“äkta”は、「婚姻に関わる」という意味のほかに「真正の」「ほんものの」という意味もあり、“äktenskap”は男女の結合を包括的に指す近代的な語感を有する法律用語としてある。こうした用語の変更からも、新婚姻法では家父長的なものを完全に排除こうとする立法者の意図が読み取れる。

さらに、スウェーデン語の用語法からみた改革点として、男女の差を強調する用語から“ジェンダー中立的”“中性的”用語が使われていることである。たとえば、男性 (man) と女性 (kvinna)、夫 (make) と妻 (hustru, maka)、父 (fader) と母 (moder) から、夫婦 (makar)、両親 (föräldrar)、パートナー (partner) などに置き換えられる。これには、親権のように男性に特別の権限を与える旧婚姻法の規定が取り除かれたことが密接に関連している。また、経済的に弱い立場の者に言及する時は、「配偶者の一方が、---自活することが困難な時」という表現がされ、できるだけ性差を強調しない男女平等の考え方が窺える。しかしながら、実際には女性の経済的不利な状況がなおも存在しており、こうしたジェンダー中立的表現は、性によるステレオタイプ化を弱める意義はあるものの、女性差別に関わる問題を曖昧にするという側面もある。

法律の内容で革新的な面は第一に、個人の経済的自立と夫婦共同の家事・育児の義務がうたわれ、夫婦の扶養義務の規定が廃止されたことである。第6章第1条で「夫婦は、各自の能力に応じて、夫婦共同および個人の必要を満たすために要する生活費を分担しなければならない」

とし、第7条では「離婚後、夫婦は、各自、自己の生計の責に任ず」とされ、＜経済的独立の原則＞が導入される。第二に、別居離婚制度が廃止され、考慮期間を前提とした離婚制度に切り替えられた。当事者の離婚の意思が尊重され、離婚原因のいかんを問わず、裁判所に離婚を申し立てると、6カ月の考慮期間の後に改めて離婚を請求すると、離婚判決が得られるようになった。離婚時の夫婦の共有財産は均分され、慰謝料の規定も廃止となる。

さらに、こうした男女平等思想は社会保障システムにも影響を及ぼし、夫への収入依存を前提として設けられていた“未亡人”のための特別な年金制度は廃止され、“残された配偶者”のための一時的年金という、“ジェンダー中立的”なものに置き換えられる。

以上のようにスウェーデンの婚姻法では、たとえ結婚していても、個人の経済的自立が基本とされ、性別役割分業は否定され、夫婦は共同で家事・育児に関わることが義務とされている。

第2節 同棲法

1987年に制定された同棲法は、正式名は『サムボの共同家庭に関する法律』[Lag(1987:232) om sambors gemensamma hem]であり、通称「サムボ法 (Sambolagen) と呼ばれ、異性間の同棲カップルの財産関係、特に同棲解消時の財産関係の清算とその方法を定めたものである。

サムボ（単数 sambo, 複数形 sambor, 単数既知形 sambon）とは、“samboende”という言葉の省略形である。“sam-”とは、「一緒に」「共に」と意味する接頭語であり、“bo”とは「住む」という動詞で、“boende”はその現在分詞で、名詞的用法で「住む人」「住むこと」である。すなわち、サムボとは「一緒に住む人」「一緒に住むこと」を意味している。この用語が使われ始めた頃は、婚姻類似の関係で生活を共にしている男女やそのような状態を指すスラングとして、一種の差別的用語として用いられた。1981年の家族法改正審議会の婚姻法草案の中で初めて公式用語として用いられる。現在ではサムボの言葉は、法律上だけでなく一般生活においても、差別的ニュアンスなく使われている。

共同家庭 (gemensamma hem) の“gemensam”は「共同の」「公共の」という形容詞で、“hem”は「家庭」「住居」を指す。この法律では、同棲カップルが一緒に使用することを目的として取得した住宅（土地・家屋）および家財道具等のことである。

この法律は、サムボ関係の解消によって経済的に不利益を被る側、すなわち経済的弱者を救済することを目的にして制定された。制定の背景には、1960年代後半から同棲の激増にともなって、同棲解消時に財産分割に関するトラブルが多く発生したことがある。さらに、前述の＜婚姻の中立性＞の原則が大きな役割を果たした。家族法改正問題審議会では、＜婚姻の中立性＞の意味が検討された結果、「婚姻の実態が存在する限り、それが法律婚であろうとサムボであろうと、婚姻法の規定が適用される」と基本的に考えるようになる。しかしながら、法律婚カップルに保障している権利のすべてが同棲カップルに適用されているわけではない。

第一に、このサムボ法の対象になるのは、一定の期間、同じ屋根の下で生活している非法律婚の男女であり、重婚の同棲関係や短期的同棲関係には適用されない。

第二に、サムボ関係の解消時にサムボ当事者の一方から財産分割の請求が行なわれた場合に、同棲カップルが共同利用の目的で取得した財産は、婚姻に適用されているルールと同様に、当事者の間で平等に分割されることになるが、この分割財産には、婚姻の場合と異なり、別荘・ヨットなど余暇利用を目的として取得された財産や預金・生命保険・有価証券などの財産は分割の対象にならない。

第三に、死亡の場合に残されたパートナーは、婚姻の場合と異なり、死者の遺産を自動的に相続する権利をもたない。あらかじめ遺言によりサムボのパートナーに贈与することを定めておかないと、死亡した人の個人財産は死亡した人の法定相続人に相続される。また、生存のサムボ・パートナーと死亡したサムボ当事者の相続人との共有財産の分割で、生存当事者に帰属することになった財産額がバースベロップ（基礎金額）の2倍額に達しない場合は、生存当事者はその不足分を死亡したパートナーに帰属すべき財産の中から優先的に取得することが認められている。「バースベロップ (basbelopp)」とは、スウェーデンにおいて様々な社会保険給付の基礎額として利用されているもので、毎年政府によってその額は定められ、1994年度の額は35,200クローナである。したがって、残されたサムボ・パートナーが優先的に取得できる額は、日本円で換算すると（現在1クローナ=14円）、100万円程度である（もっともスウェーデンでの物価を考慮すると、200万円以上の価値はある）。一方、婚姻の場合では、その額はバースベロップの4倍額であり、ここにも差が見られる。

以上のように、サムボの場合、法律婚カップルに保障している権利をすべてが適用されているわけではなく、法律専門家はサムボ・カップルに対して財産に関して契約書や遺言を書いておくことを奨励している [Mats Ekstrom 1992, Lillba Nordenson 1993]。しかし、それを実行しても婚姻よりも不利な面がある。インタビューでサムボを経て結婚したカップルは、具体的に次のように語っている。

「サムボの欠点は、その人が何も書かないで死亡した場合は、多くのケースでは、家屋の半分は親族に行く。それが嫌だと思って遺言を書いてサムボのパートナーに贈与するとする。それで全部、サムボのパートナーのものになっても、贈与税が取られ、結局取得できるのは半分ぐらいになる。その上、もし、パートナーが結婚歴があって子どもがいたとすると、子どもに2分の1を与えないといけませんが、婚姻関係で生まれた子どもの場合は、その相続権の行使は残された配偶者が死ぬまで延期される。しかしサムボの場合は、すぐに、その子どもに相続分を支払わねばならない。そのために、今まで住んでいた家屋も処分しなければならないケースも少なくない。」

第3節 パートナーシップ法

ホモセクシュアルは、1944年までスウェーデンでも法的に禁止され、1945年に18歳以上のホモセクシュアル関係は犯罪でなくなるが、ホモセクシュアルがセクシュアリティ選択の一つとして法的に認められるようになったのは、最近のことである。1960年代後半に〈婚姻の中立性〉の原則が言われ、新しい婚姻法が議論されていた時にも、同性間の同棲カップルについては議題に上がらなかった。

1973年、国会で初めて、ホモセクシュアルの人が同性と一緒に生活することを法的に禁止はしないことが明かにされた。ホモセクシュアルに対する差別反対運動がスウェーデンでも盛んに行なわれ、1970年代後半になると、「ホモセクシュアルは病気である」という考え方が否定され、1979年に社会省の病気の登録リストからホモセクシュアルが抹消される。

1978年には、政府は調査委員会を発足させ、ホモセクシュアルの人がどのような生活をしているのかについて、大々的なアンケート調査が行なわれた。回答者1259人のうち、約半数が同性の人と同居し、同居していない人でも大多数が同性の人との同居を希望していた。同性間の同棲カップルは共通の家計をもち、異性間の同棲カップルと同じように共通の家庭を作り上げていた。同性愛者と異性愛者の間の唯一の違いは、同性愛者は感情的に同性の人に、異性愛者は異なる性の人に惹かれることにある。同性カップルと異性カップルの間に、友情、思いやり、忠誠心、優しさ、愛情などの感情に差異はない。同性愛者が他の同性愛者と健全な社会環境のもので出会い、安定した共同生活を維持できるような社会的支援が必要とされ、また、ヘテロセクシュアルの同棲カップルと同様にホモセクシュアルの同棲カップルに対しても、弱い立場のパートナーに最低限の法的保護を与えることが必要であることが明らかにされた [B. Widegren & H. Ytterberg 1990]。

1984年にその調査の報告書 (SOU1984:63) が作成され、同棲しているホモセクシュアルの人に対して、法的なコントロールをすることがどうかについて、①ホモセクシュアルの人に異性間のサムボと同じ法律を適応させる、②異性間のカップルと同じように結婚させる、③結婚はできないが、登録することで、異性間の結婚で認められていることを同じように認める、という3通りの方法が提案された。

1987年に、国会でこの委員会の報告書の提案事項が議論され、ホモセクシュアル同棲法がついに制定され、前述の異性間のサムボを対象にした同棲法のルールが同性間のサムボにも適用されるようになる。これにより、「同性愛は社会的観点からみて、十分に受け入れられる生き方である」という1973年の国会での見解が初めて法律において具体化されことになり、スウェーデンは同性間のサムボの関係を家族法のシステムの中に位置づけた世界で最初の国となる。また同じ年の1987年、刑法に「ホモセクシュアルによって差別してはいけない」という項目が加えられ、セクシュアリティの性向を理由に差別することが法律で禁じられ、さらに、社会省が

ホモセクシュアルに関する責任を担う省であることが決められた。

ホモセクシュアル同棲法の対象になるサムボ関係の条件は、①一定の期間、同じ屋根の下で共同生活していること、②パートナーが同性同士である、③パートナーの双方が婚姻中でない、④パートナーの双方が15歳以上である、である。これらの条件のうち、異性間のサムボとの違いは②の“同性”となっている点である。この法律は、大勢での共同生活、両親と子ども・兄弟姉妹・他の親族との同居、あるいは同性愛者であっても友人関係としての同居には適用されない。15歳以下の者にはこの法律が適用されないのは、15歳以下の性的関係が許されていないからである。

この法律によって、同性間のサムボは異性間のサムボと同様に、離別の時に共通住宅・共通家財の半分を得る権利を認められ、パートナーの死亡時に基礎金額の2倍を得ることができるようになる。しかしながら、前述のようにサムボの場合には遺産相続権は認められていない。パートナーに遺産相続権を与えたい場合に、異性カップルの場合は法律婚の道を選択することができるが、同性カップルの場合には、その道は開かれていない。

このように、ホモセクシュアル同棲法の制定は画期的であったが、RFSU などホモセクシュアルの人権擁護の諸団体や女性解放運動組織からは、同性カップルの地位が異性間のサムボと同じ扱いでは不十分であるという不満が表明された。一方、デンマークでは、スウェーデンの調査書はすばらしいと評価され、1986年に翻訳され、1989年から同性愛者はカップルとして登録できる法律が施行される。スウェーデンでは、1989年から新しい調査＝パートナーシップの調査が開始され、報告書が1993年に提出され、ようやく1994年、同性カップルをパートナーとして登録を認めるパートナーシップ法案が国会で可決され、1995年1月1日から施行されることになった。

パートナーシップ法 (Lag om registrerat partnerskap) によって、同性カップルに、婚姻カップルに適用されている法律が、同様に適用されるようになる。しかし例外事項があり、婚姻とパートナーシップの間には、なおも明確な相違がある。

第一に、同性カップルはパートナーとしての登録はできるが、結婚はできない。現行婚姻法の第1章第1条に「婚姻は、男と女が締結する」と規定され、婚姻の形式的要件に挙式 (vigsel) を行うことがあり、その挙式には教会婚 (kyrklig vigsel) と市民婚 (borgerlig vigsel) の2種類の選択肢がある。同性カップルの場合、登録執行の資格者は地方裁判所で判事あるいは県が任命した人であり、市民婚に相当する市民登録儀式はあるが、教会で登録儀式を挙げることはできない。これには、教会は今なおホモセクシュアルに拒否的な態度を取っていることが関連している。

第二に、パートナーシップの登録した人は、カップルでも、ひとりでも、養子縁組や里親になることはできない。これは、一般社会がホモセクシュアルの人の養子縁組に対して拒否的で

あることの反映である。養子反対の理由として、「子どもの成長にとって、母親と父親のモデルが必要」「同性カップルに育てられる子どもは差別に晒される」「ホモセクシュアルのカップルで育つと、子どももホモセクシュアルになる」「これまで養子を許可していた国が、スウェーデンへの養子を許可しなくなる」などがある。

スウェーデンでも、子どもの成長にとって母と父の存在は重要と考えられている。特に近年、離婚や離別で母子家庭が増加する中で非行少年が増えている状況のもとで、男の子にとって、身近な父親の存在が具体的な男性モデルを内面化するために必要であるという議論が、新聞・雑誌などで頻繁にされるようになっている。

今までの調査結果では、レズビアンのカップルの子どもは、学校で他の子どもから虐められることはない。それには第一に、性別役割分業規範が根強く、子どもは母親と一緒にいることは自然であると思なされることがある。第二には、レズビアンは歴史的に不可視的な存在として社会的に無視されてきたことがある[善積京子 1993]。人々はたとえ母親が女性パートナーと住んでいても、性的関係があると連想しながらない傾向にある。ところがゲイ・カップルの場合、男性のおとなが2人で小さな子どもと一緒に住んでいることは、非常におかしい、異常なことで一般的に捉えられるのである。

これまで、ホモセクシュアルの親のもとで育つと子どももホモセクシュアルになるのではないかと恐れられてきた。今では、この考え方は学術的に否定されているが、しかしながらスウェーデンでも、これらの理由から、同性カップルの養子縁組に拒否的な人が多い。

第三に、同性カップルは人工授精を受けることができない。1978年の人工授精法では、これができるのは婚姻および異性のサムボカップルとされ、シングルの人にはできないと規定されている。そのため、同性カップルは、病院で人工授精を受けることはできない。しかしながら、レズビアンの女性が子どもが欲しくて、男友達に頼んで無料で精子を提供してもらっても、それは罪にはならない。ストックホルムやヨーテボリ、マルメなど大都市では、ゲイ・カップルとレズビアン・カップルと一緒に子どもを作り育てる例がごくわずかであるが存在している。

次に、パートナーシップ法で可能となったことを掲げると、第一に、パートナーの姓に変更できるようになったこと。第二に、婚姻カップルのように、遺言状がなくとも自動的に遺産相続人になることができ、相続税の税負担も軽くなることである。さらにパートナーシップの登録は、同性カップルにとって、パートナーとして公的に承認されるという精神的なメリットがある。パートナーシップの登録をした男性は、インタビューで次のように語っている。

「精神的に自分の立場をはっきりした関係になった。誰でも、自分達の関係がホモセクシュアルであるとわかるのでよい。これまで世間を恐がり、隠れた生活をしていた人たちに取っては、この法律が支えになって、もっとオープンになれると思う。」

また、来年6月にパートナーシップ登録をする予定の女性は、次のように述べている。

「登録の意義は、遺産相続などで相手の経済的権利を守ることにある。しかしそれは、私にとって、二次的なことである。みんなに、私がこの人を愛しており、この人と一緒に暮らしていることを伝えること、同時に自分自身にも彼女への愛を確認することに、意義がある。私たちは、パートナーシップの登録を結婚と思っている。だから、人には『登録する (registorera)』とはいわず、『私たちは来年の夏、結婚する (gifta) んだ』と言っている。その時は、結婚なので、みんな招待して、パーティを盛大にしたいと思う。」

このようにパートナーシップ法での登録は、形式的にみると婚姻と明確に区別されているが、同性カップルにとっては、自分たちのパートナー関係が法的に認められることであり、婚姻関係と等しい意味づけが付与されており、法的効果だけでなく精神的にも大きな意義がある。

第2章 生活実態からみたカップルの三形態

第1節 パートナーの呼び方

スウェーデンのカップル関係の実態を探るために、同棲や婚姻の経験ある様々な年齢層の人たちにインタビュー調査を行なった。表1のように、異性カップルは15ケースで、その内訳をみると、婚姻経験のない現在同棲中のケースが2、同棲なく現在婚姻中のケースが4、同棲から現在婚姻中のケースが6、同棲・婚姻後に離婚したケースが3（その内の1ケースは、現在別の人と同棲中）である。一方、同性カップルはレズビアン・カップル1ケースとゲイ・カップル1ケースの計2ケースである。

まず初めに、パートナーをお互いどう呼び合っているかを調べることで、スウェーデン語の用語法からみたパートナー関係の変化を捉えてみよう。インタビューでは、①パートナーに直接呼びかける場合、②自分の親や親族に言う場合、③パートナーの親や親族に言う場合、④親しい友人に言う場合、⑤同僚やクラスメイトに言う場合、⑥その他の親しくない人に言う場合、に区別して分析した。その結果、異性カップルでは、次のような点が明らかになった。

第一に、①のパートナーに直接呼びかける場合に、男女ともに、同棲関係か婚姻関係かにかかわらず、また、子どもがいても、そのパートナーの名前やその愛称で呼びかけることが最も多い。男性の愛称の例としては、Lars (ラーシュ) が Lasse (ラッセ)、Nils (ニルス) が Nisse (ニッセ)、Olof (オーロフ) が Olle (オレ)、Carl (カール) が Kalle (カッレ) などがある。女性では、Berit (ベーリット) が Bitte (ビッテ)、Malene (マレーネ) が Lenisen (レニセン) の愛称で呼ばれている。この他、女性がパートナーを直接呼ぶ場合に, älskling (愛する人, ダーリン) の用語もよく使われている。また、60歳前後の年配の女性は夫を putte (おちびさん, 小僧) と呼んだり、年配の男性は妻を tutta (おちびさん, 小娘) と呼んでいる。30歳前後の若い婚姻カップルの1ケースでは、妻は夫を Julle-gulle (可愛いユッレ) と呼び、夫は妻を gum-

表 1 カップル関係についてのインタビュー調査の対象者リスト

ケース番号	1	2	3	4	5	6
ケースの型	サムボ中	サムボ中	サムボなし婚姻	サムボなし婚姻	サムボなし婚姻	サムボなし婚姻
年	30歳代	30歳代	20歳代	40歳代	50歳代	58歳
年齢	30歳代	30歳代	30歳代	40歳代	50歳代	63歳
婚姻の有無	なし	なし	婚姻 10月	婚姻 6年6月	婚姻 33年	婚姻 32年4月
同棲期間	同棲 6年3月	同棲 5年	なし	なし	なし	なし

ケース番号	7	8	9	10	11	12
ケースの型	サムボから婚姻	サムボから婚姻	サムボから婚姻	サムボから婚姻	サムボから婚姻	サムボから婚姻
年	27歳	27歳	39歳	43歳	50歳代	50歳代
年齢	31歳	30歳	40歳	45歳	50歳代	40歳代
婚姻の有無	婚姻 10月	婚姻 3年2月	婚姻 7年10月	婚姻 18年4月	婚姻 5年	婚姻 20年
同棲期間	同棲 1年6月	同棲 1年2月	同棲 1月	同棲 2年10月	同棲 15年	同棲 6月

ケース番号	13	14	15
ケースの型	サムボ婚姻から離婚	サムボ婚姻から離婚	サムボ婚姻離婚。サムボ中
年	49歳	51歳	38歳(対象者)
年齢	50歳	60歳	50歳(前夫) 30歳(現)
婚姻の有無	婚姻18年9カ月, 離婚3カ月前	婚姻18年3カ月, 離婚後3カ月	婚姻11年3カ月, 離婚後3年
同棲期間	同棲 1年6カ月	同棲 3年	前同棲4年, 現同棲1年6カ月

ケース番号	16	17
ケースの型	レスビアン・カップル	ゲイ・カップル
年	25歳	37歳
年齢	30歳	37歳
パートナーシップ登録	来年予定	1995年3月にする
同棲期間	同棲 6週間	同棲 14年

man(かみさん、おばさん)と呼んでいた。Julle は Julanoer という夫の姓の愛称であり, gulle とは可愛いという意味がある。日本と違い, 子供のいるケースでも, 互いを mamma (ママ, お母さん), pappa (パパ, お父さん) と呼ぶことはない。

第二に, ②③④の場合, つまり, 自分やパートナーの親族・親しい友人に言う場合には, 男女ともにパートナーを名前で呼ぶことが圧倒的に多い。それは, 同棲関係でも婚姻関係でも変わりがなく, 世代による違いは見られない。

第三に, ⑥の親しくない人に対して言う場合は, その関係が同棲か婚姻かによって, また時代・世代によって違いが見られた。なによりもまず, 同棲の経験の有無は世代によって異なる。また, 同棲から婚姻状態に移行したときに, 呼び方で変化が唯一はっきりとしているのは, ⑥の親しくない人に対する場合である。

スウェーデンでは, 統計的に同棲が増えだすのは1960年代後半からであり, 今回の調査でも1960年代前半に結婚した人は, 同棲の経験がなく, 婚約後に結婚式を挙げて一緒に住み出している。その人たちは, 結婚前に第三者に紹介する時に, 婚約者という意味の *fästman* (男性の婚約者), *fästmö* (女性の婚約者) という言葉を使っている。1970年代になると同棲はありふれた現象になるが, しかし同棲のパートナーを意味する特定の用語はなく, “*Han/Hon som jag bor ihop med*” (私が一緒に住んでいる彼／彼女) と表現されたりしていた。1980年代になると, “*min sambo*” (私の同棲者) の用語が男女ともに一般的に使われるようになる。なお, “*min tjej*” (私の女性の恋人), “*min flickvän*” (私のガールフレンド) や “*min kille*” (私の男性の恋人), “*min pojkvän*” (私のボーイフレンド) という用語が同棲パートナーを呼ぶ場合に, 以前から使われ, 現在でもそれは続いている。しかしながら, 婚約者という意味の *fästman*, *fästmö* という用語は, 婚前の同棲が当たり前になって婚約の意義が薄れてきたために, 今日ではほとんど使われない。

一方, 婚姻中のカップルが親しくない人にパートナーについて言う場合には, 男性では “*min fru*” (私の妻), “*min maka*” (私の配偶者), 女性では “*min man*” (私の夫), “*min make*” (私の配偶者) という用語がよく使われている。60歳ぐらいの年配者になると, こうした用語の他に, 家父長的ニュアンスを帯びた “*hustru*” (家内) や “*husbonde*” (主人, 家長) という語も用いられている。

第四に, ⑤の同僚・級友に言う場合は, ②③④の場合と同じ扱いで名前で呼ぶケースと, ⑥の「親しくない人」に言う場合と同じ用語を使うケースの2通りがある。その違いは, 対象者の年齢や同棲歴とは無関係である。それは, 職場の同僚たちやクラスメイトにどれほど親近感を抱いているか, によって違ってくるのではないかと推察される。

なお, 同性カップルの場合は, 異性間の同棲関係と同じで, 互いに名前や愛称で呼んでいた。しかし今回の同性カップルの調査件数はわずか2ケースであり, ここから特徴を導き出すこと

はできない。また、当事者たちはパートナーシップ登録をまだ行なっていなかったもので、パートナーシップ登録後のパートナーの呼び方を調べることはできなかった。親しくない人に対するパートナーの呼び方はどのように変化するか、興味のあるところである。

第2節 役割の分担

第1章で述べたように、スウェーデンの男女平等政策は性別役割分業の否定に基づいており、婚姻法でも各自の経済的自立と夫婦共同での家事・育児が明記されている。しかしながら、現実の家庭生活ではどうなっているのかを調べてみた。

異性カップルのうち、現在女性に収入がなく専業主婦である「男は仕事、女は家事」という性別分業がされているのは1ケースのみであった。しかし男性の家事への参加度はケースによってかなり差が見られ、それは同棲か婚姻かというパートナー関係の形態の違いよりも、男性の世代の違いが大きく影響している。50代60代の高年齢の男性ほど家事・育児に積極的でない傾向がある。

また、現在家事をほとんど手伝わない男性でも、サムボを始めた頃は家事を手伝っており、家族の周期が家事の参加度に影響している。例えばサムボ歴2年、婚姻歴18年の〔ケース10〕では、子どもが生まれる前は家事を二人でこなしていた。しかし、子どもが生まれ、彼女が産後に育児休業を取り家に居るようになった時から、彼は何もしなくなった。子どもは3人いる。彼女がパートタイムの仕事に復帰してからも、彼はボートの手入れと庭の仕事をするだけである。あとのすべての家事は彼女がしてきた。彼女は彼を再教育して、今ようやく彼は洗濯とアイロン掛けをするようになったという。サムボ3年、婚姻歴18年の離婚の〔ケース14〕でも、前夫は子どもができる前はもっと手伝っていたと彼女は言っている。両親保険が整っている現在は、妊娠・出産のために女性がフルタイムの仕事を辞める必要はない。しかしその当時は子どもの世話をするために女性が仕事を辞めることが一般的であった。

次に家事分担方法をみると、食事作りや買物は女性が担当することが多く、掃除や食後の片付けは男性が行なうことが多い。こうした家事の項目別分担方式のほかに、当番方式がある。曜日によって当番を順番に決めたり、ケースの中には、季節によって当番を決める珍しい例もみられた。この〔ケース3〕では、女性は春—夏の間ガイド関係の仕事に就くので、この季節は家事の90%は夫の仕事となっている。その代わり、秋—冬は彼女が家事をほとんどする。夫の勤務は早朝から夕方早く帰宅するため、夫には夕食の作る時間があるとのことである。

同性カップルでは、お互い時間の都合がよい、また得意とする分野をそれぞれが平等に担当している。レズビアン・カップルでは、買物は二人でしているが、洗濯は共同の洗濯場を昼間使う方が空いているので、今学生であるGさんがすることが多い。食器の後片付けは、Gさんは夜勉強するので、Lさんがする。食事作りはLさんがすることが多い。Lさんが絶対したく

ないのはトイレの掃除で、それ以外の家事は、時間の空いた方がするとのことである。ゲイ・カップルでは、Bさんは、田舎育ちでパン焼き、花の世話、大工仕事が得意なので、それを担当している。Jさんは都会育ちで、食事を作り、家事全般の管理をしているとのことである。

次に経済的な面についてみると、異性カップルでは、ほとんどのケースで男性の収入が圧倒的に多い。家計のあり方を大きく分類すると、分担方式（収入の一部を負担し合い、あとのお金は各自が所有）と共有方式（収入の全部を出し合う）がある。家計の分担方式では、各自の収入額に関係なく完全に半分の額ずつを負担し合うやり方と、各自の収入割合に応じて出し合う方法がある。

たとえば、サムボの〔ケース2〕では、完全に半分ずつ出し合っている。日常生活費として、主に食費に、共通の財布をつくり、そこから支払う。あとの支払いは彼が行い、月の終わりに支払い総額を計算し、その半分で彼女は彼に支払っている。生活費の支払い以外のお金は各自が自由に使い貯蓄している。同じくサムボの〔ケース1〕では、稼ぎは彼が彼女よりはるかに多いため、家賃は男性が4分の3を負担している。それ以外の振り込み項目（光熱費、電話代、新聞代など）は、彼が担当して支払う。食費などの日常の物は各自支払う。コンピュータの簿記プログラムを使用し、共通で支払うべき項目の物（食費、光熱費、電話代、新聞代、雑費）を支払った時に、そのつどコンピュータに入力しておく。これまでのところ、住居費以外は、大体は半々ぐらいの負担になっているとのことである。共有方式をとる婚姻カップルの〔ケース9〕では、ふたりの給与をすべて一緒にして、月々の支払いは男性の仕事となっており、男性の方が完全に管理している。女性は男性から必要額をその都度もらい、時折家計に関する報告を男性から受けている。

カップルの形態別にみると、分担方式は同棲カップルに多く、共有方式は婚姻カップルに多い。同棲関係の時は分担方式を取っていた人でも、結婚すると共有方式になる場合が多い。また、婚姻カップルでは、形式的には分担方式でも実質は共有方式になっていることが多い。

たとえば〔ケース7〕では、彼は、銀行に勤めてお金の扱いに慣れているので、彼がお金の管理を担当している。二人とも同じ銀行にそれぞれの口座を持ち、そこに給与が振り込まれる。彼は彼女の委任状をもって、彼女の方の口座も管理することができる。同じ銀行に共通の口座も持ち、それぞれの口座からその共通の口座に必要なに応じて入金する。共通の口座からいろんなものの支払いをする。余分のお金は各自の口座に残っており、各自自由に使うことができる。しかし実際は、車など高価な物の購入や旅行の支出では、お互いの残った預金から出し合うので、共有財産のようなもので、そこがサムボ時代と違っていると言う。つまり、スウェーデンでは離婚の時には、不動産や預金も平等に分け合うことになっているので、どちらの名義で貯金やローンをしていても同じことであると思うとのことである。

また〔ケース12〕でも、二人とも、独自の口座と財布を持ち、その他に共通の口座と財布が

ある。普段の出費は各自が自己の判断で行なっているが、大きな買物は相談の上で決めている。一方の者の所持金が足りなくなると、他方の者がそれを補う形でしている。それで彼女は「つまり、一見独立経済のようであるが、実は共同家計で、混浴の銭湯と同じ。つまり、男女別々の入口はあるが、中に入ると湯桶が一つで混浴になっている」と言う。

家計管理に関しては、日本は圧倒的に女性が家計管理することが多いが、スウェーデンでは男性が家賃や光熱費の支払いを担当するなど、家計管理しているケースが少なくない。

同性カップルでは2ケースとも分担方式が取られていた。レズビアン・カップルでは、二人の経済状況が違うので、家賃・光熱費などは収入のパーセンテージに応じて払っている。残った分はそれぞれが管理している。ゲイ・カップルでは、二人は同じ職場に勤め、ほぼ給与が同じで、自分の給与から一定の同じ額を出し合ってプールしている。そこから、家の経費や光熱費・食料など支出する。残りのお金はそれぞれ持ち、自分勝手にそれぞれ使う。家も半分ずつの名義で、ローンの負担も半分、控除も半分ずつである。彼らは自分たちの関係はすごく平等だと言う。そして、「僕たちは給与もほぼ同じなので、すごく平等である。スウェーデンでは、ヘテロセクシュアルの同棲関係はそれほど平等ではない。男女に給与の差があるから。ヘテロセクシュアルのカップルでは、子供が生まれると女性は仕事の量が減り、収入に差ができるにもかかわらず、同じ金額を負担し合うことがあり、不平等である。女性が食料費を負担していることが多いが、その寄与分は第三者に見えにくい。一方、収入の多い男性が家や別荘などのローンを払っていることが多く、同棲解消時に男性の所有権になることが多い。」と指摘する。

* * *

以上のようにスウェーデンでは、性別役割分業を否定し、たとえ結婚しても各自が生計を立て、家事・育児には共同で行なうことが理想とされ、カップル形成のあり方も変化してきている。しかしながら、その男女平等は完全に実現されているわけではなく、そのプロセスにある。現実には、男女の間に経済力の差があり、性別役割意識も特に高齢層では強く残っている。また、婚姻形態だけでなく、異性間のサムボや同性カップルのパートナーシップも法的に認められるようになったが、三形態の間には法的権利において差異が設けられ、実際の日常生活の上でも相違が部分的に見られた。

【付記】

本論文は、1994年度国内研修の成果をまとめたものである。1994年4月より1995年1月まで、大阪外国語大学・地域文化学科（スウェーデン語）の指導教官の菅原邦城教授、および清水育男助教授、Astrid Wichmann 講師に御教授いただき、スウェーデン語の運用能力を養い、それ

に基づき、1995年2月から3月までの2ヵ月間、ストックホルム大学女性学センターに籍を置き、スウェーデンの家族について調査研究を行なった。

この間、懇切・丁寧な御教示をいただいた菅原邦城教授、研究員として私を暖かく受け入れてくださった大阪外国語大学の諸先生、ストックホルム大学女性学センターの Anita Dahlberg 所長、Gunilla Bjerén 教授、Barbara Hobson 教授に厚くお礼を申し上げます。

また、カップルのインタビュー調査に全面的に協力いただき、またスウェーデン滞在中、公私にわたりお世話になったイエテボリに在住の通訳・翻訳家の友子・ハンソンさん、ストックホルム大学の院生の高橋美恵子さん、ストックホルム大学講師の淑子・塚口・レグランドさんに心より感謝いたします。

最後に、貴重な国内研修の機会を与えて下さった、また、研修期間中お世話になった追手門学院大学の教員および職員の方々にお礼を申し上げます。

参 考 文 献

- Ekström, Mats, 1992, "Att Vara Sambo", *Sam Frnunft*, No.7, pp.36-37.
Ministry of Justice, 1988, *New Swedish Family Legislation*,
Nordenson, Lilleba, 1993, "Sambo :Se om Ditthus", *ICT Kuriren*, No.44, pp.26-27.
Pahlberg, Anita & Nadine Tanb, 1992, *Notions of the Family in Recent Swedish Law*, JAI Press Inc.
Saldeen, Åke, 1994, "Family Law", HugoTiberg & Fredrik Sterzel(eds.), *Swedish Law*, Juristför-
laget.
Statens Offentliga Utredningar(SOU), 1984, *Homosexuella och Samhället*, 98.
Statens Offentliga Utredningar(SOU), 1993, *Partnerskap*, 63.
Widegren, B. & H. Ytterberg. 1990. "Homosexuella sambor: innebörd och mottagande av enny
rattsfigur", Norstedt & Soner, *Svensk Juristtidning Stockholm*, pp.491-505.
坂本優子, 1986, 「スウェーデン婚姻法改正法案仮訳」『六甲台論集』第33巻第1号
菱木昭八朗, 1988, 「スウェーデンにおける内縁夫婦の財産関係に関する法律」『家庭裁判月報』第40巻
6号
菱木昭八朗, 1988, 「スウェーデン改正相続法における生存配偶者の相続権」『専修法学論集』第48号
善積京子, 1990, 「スウェーデンの結婚・家族：変わる夫婦の絆」『追手門学院文学部紀要』24号
善積京子, 1993, 「セクシュアリティの選択」『立命館大学人文科学研究所紀要』No.58

1995年6月29日 受理

〈資料〉 パートナースHIP法 訳

パートナーシップの登録に関する法

1994年6月23日 公布

国会の決定により、次のように定められる。

第1章 パートナースHIPの登録

第1条 性が同じ二人の者が、自分たちのパートナー関係を登録することができる。

第2条 登録は、少なくともパートナーの一人がスウェーデンに居住地をもつスウェーデン市民である場合にのみ行なうことができる。

第3条 登録は、18歳より以下の者、あるいは互いに直系卑属および尊属、および全血族の兄弟姉妹である者たちの場合は、禁止される。

登録は、政府あるいは政府が定めた機関の承認なしに、半血族の兄弟姉妹に関しても許可されない。

登録は、婚姻あるいはすでにパートナー登録している者が行なうことはできない。

パートナーシップ登録をする権利は、スウェーデン法に基づき審査される。

第4条 登録が行なわれる前に、登録障害がないかどうか審査されるものとする。

第5条 婚姻障害の審査の遂行の際に適用される婚姻法第3章および第15章の規定が、この審査にも適用される。

第6条 登録は証人の出席のもとに行なわれるものとする。

第7条 登録時には、パートナーの双方が共に出席するものとする。両者は各自登録執行人の質問に答えて、彼らは登録に同意していることを宣誓するものとする。それを受けて登録執行人は、彼らが登録されたパートナーであることを宣言するものとする。

前項で定められたように遂行されなかった場合、あるいは登録執行人が登録を執行する資格を有しない場合には、その登録は無効である。

2項によって無効とされた登録でも、特別な理由がある場合には政府によって認められる。これについての申請は、パートナーのいずれか、あるいはパートナーの一方が死亡した時はその故人の遺産相続人によって、行なわれることができる。

第8条 資格を有する登録執行者とは、地方裁判所で承認された判事あるいは県が任命した者である。

第9条 登録に関してその他には、婚姻法第4章の第5条、第7条、第8条、ならびに政府によって告示された規則が適用される。

登録に関する決定に対して、婚姻法第15章の3条、4条の規定に基づき控訴することができる。

登録に関する国際的事項については、婚姻と後見人の地位に関する国際的法事項の一部に関する法律（1904：26S.1）の第1章第4条から9条が適用される。

第2章 登録されたパートナーシップの解消

第1条 登録されたパートナーシップは、一方の死亡あるいは裁判所の決定によって、解消される。

第2条 婚姻法第5章の規定が、登録されたパートナーシップの解消についての問題にも適用される。

第3条 登録されたパートナーシップの解消に関する裁判、および登録されたパートナーシップが存立するか否かの決定に関する裁判は、パートナーシップ裁判である。法律や他の法規に定められている婚姻裁判に関する諸規定は、パートナーシップ裁判についても適用される。

第4条 パートナーシップ裁判は、その登録がスウェーデン法律に基づき行なわれたものであるならば、常にスウェーデンの裁判所において取り上げなければならない。

第3章 登録されたパートナーシップの効力

第1条 登録されたパートナーシップは、本章2条から4条に定められた例外事項を除いて、婚姻と同じ効力をもつ。

婚姻や夫婦に関連した法律、あるいは他の法規に定められた諸規定は、この第2条から第4条の例外事項に該当しないならば、登録したパートナーシップ、および登録したパートナーにも同様に適用される。

第2条 登録したパートナーシップは両親法第4章に基づき、共同もしくは各々単独で養子縁組をすることができない。両親法第13章8条に基づき、登録しているパートナーたちは特別に定められた後見人の資格で、未成年者の養育を共同で行なうことはできない。

人工授精の法律（1984:1140）および体外受精の法律（1988:711）は、登録したパートナーたちには適用されない。

第3条 特別に男女の性差に基づく特別扱いに適用される夫婦に関する諸規定は、登録されたパートナーたちには適用されない。

第4条 婚姻、養子縁組、後見人に関する国際的法事項の一部に関する法規（1931:429）の諸規定は、登録されたパートナー関係には適用されない。

この法律は1995年1月1日に効力をもつ。

1994年スウェーデン法令集 1117号
1994年7月5日 印刷

パートナーシップの登録についての法令

1994年11月3日公布

政府は次のように規定する。

第1条 この法令の規定は、地方裁判所の判事あるいは県が登録執行者として任命した人によって執行されるパートナーシップの登録に適用される。

第2条 地方裁判所の判事によって執行されるパートナーシップの登録は、地方裁判所長、あるいは地方裁判所長が任命した他の判事によって執行される。

判事は裁判所の事務局での公務時間以外の別の時間に、パートナーシップの登録を執行する義務はない。

県は、特別に任命された登録執行者については、勤務時間を定める。

第3条 パートナーシップの登録のための時間と場所は、パートナーたちと相談後に登録執行者によって決められる。

第4条 パートナーシップの登録の際には、登録執行者は、パートナーたちに次の言葉を述べるものとする。

登録されるパートナーシップは、パートナーたちがお互いに対して、また周囲の人たちに対して、自分たちが強く結びついていることを意味します。あなたは、自分たちのパートナーシップを登録したいことを表明しました。この登録はお互いに対する、また社会に対する権利と義務をあなたに与えます。したがって、あなたNN（氏名）は、NN（パートナーの氏名）をあなたのパートナーとして、苦難の時も喜びの時も愛するのを誓いますか。

（返答：はい）

あなたNN（氏名）は、NN（パートナーの氏名）をあなたのパートナーとして、苦難の時も喜びの時も愛することを誓いますか。

（返答：はい）

これを証明するために、握手をしてください。

（握手の前に、指輪を渡すことができる。）

あなたは、今、登録されるパートナーとなりました。今あなたたちが行なった忠誠の誓いを決して忘れてはいけません。互いに相手を尊重し、愛し、信頼し合って、生きなさい。あなたたちの家庭が仲良く幸福でありますように。

第5条 もしもパートナーたちが特に希望するならば、登録執行者は第4条の言葉の代わりに次の言葉を述べることができる。

あなたたちは、パートナーシップの登録をしたいと表明しました。したがって、あなたNN（氏名）は、このNN（パートナーの氏名）をあなたのパートナーとしますか。

（返答：はい）

あなたNN（氏名）は、このNN（パートナーの氏名）をあなたのパートナーとしますか。

（返答：はい）

あなたたちは今、登録したパートナーとなりました。

第6条 登録執行者は登録に際してで発生したことを、特別の報告書に直ちに記録するものとする。また執行者は登録場所と時間、ならびにパートナーのフルネーム、職業、居住地を報告書に記入するものとする。

登録に関する情報が所轄の税務署に送られる時、執行者はそのことを報告書の余白に記入するもの

追大人間学部紀要 創刊号

とする。

第7条 県によって任命された登録執行者は、毎年遅くとも翌年の1月31日までに、県に自分の報告書を送るものとする。

第8条 県によって任命された登録執行者は、自分が行なったそれぞれの登録に対して、110クローナを報酬として受け取る権利をもつ。

同じ日に登録を一件以上行なった場合は、最初の登録の報酬の外に、それぞれの登録につき30クローナが加算される。

第9条 第8条に基づく報酬は、登録執行者の申請によって、県より支払われる。

この法規は、1995年1月1日より効力を発する。

1994年スウェーデン法令集 1341号

1994年 11月15日 印刷